

令和 2(2020)年度第 2 回 大田原市介護保険運営協議会 【会議録】

- 1 日 時 令和 2(2020)年 11 月 26 日 (木) 午後 1 時 30 分～2 時 50 分
- 2 場 所 大田原市役所本庁舎 1 階 101・102 会議室
- 3 出席委員 16 名 (磯政裕会長、会田真由美職務代理者、植木重治委員、稲村隆夫委員、高崎清一委員、渡部貢委員、川上千代子委員、松本美代子委員、阿久津雅章委員、八木良委員、安藤美代子委員、小野田公委員、増山茂樹委員、伊藤都委員、高安喜久次委員、川上清委員)
- 4 欠席委員 2 名 (根本修委員、高橋順一委員)
- 5 事務局 村越保健福祉部長、吉成高齢者幸福課長、遠山高齡支援係長、鈴木介護管理係長、岡介護サービス係長、小林地域支援係長、辺見主査、荒井主査

6 内 容

(1) 開会・進行 吉成高齢者幸福課長

(2) あいさつ 村越保健福祉部長
磯会長

(3) 会議録署名人の指名

磯会長から八木良委員、安藤美代子委員が指名された。

(4) 議 事

①あんしんプラン第 8 期計画素案について

【説明資料 2～17 ページ】

・ 計画策定の概要

計画策定の趣旨は、第 7 期計画の取組を引き継ぎつつ、第 8 期計画では新たに 2040 年を見据えた取組についても記載することとする。

・ 高齢者を取り巻く現状と将来推計

第 7 期と第 8 期は高齢者人口の構造変化の潮目となっている。第 7 期期間中は前期高齢者が大きく増え後期高齢者は増えないが、第 8 期期間中は前期高齢者数が減少し後期高齢者が増加する傾向に変化する推計になっている。

・ 第 8 期計画における基本理念と重点施策

基本理念は 7 期計画から引き続き「住み慣れた地域の中で、いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち」を目指すこととし、その基本理念を達成するために、4 つの地域ビジョン (中目標) を定める。その中目標を達成するために目指すべき方向性をそれぞれ設定し、それによって重点施策として具体的な取組を展開することとする。

<事前質問>

・保険料を滞納している人が何人いるのか。

介護保険料の収め方は、年金から天引きされる年金特別徴収と、納付書で納める普通徴収があり、保険料の滞納は普通徴収で発生する。普通徴収となるのは、65歳に到達した年度や、年金受給額が年額18万円未満の場合など。

7期計画期間中の滞納状況は、

平成30年度(年度末現在)：385人(1.9%)

令和元年度(年度末現在)：261人(1.3%)

令和2年度(10月末現在)：308人(1.5%)

・滞納している理由は。

「制度が浸透していないため」、「年金のみの収入で、生活が苦しいこと」が考えられる。

・保険料が、年金生活者には、高過ぎるのではないか。

介護保険料は、「介護給付等・施設の整備状況見込」「国の調整交付金の額」「財政調整基金積立額の取崩し状況」の推計額を基に、高齢者人口を除いて額を決定している。そのため、他市町村と保険料額の単純比較はできないと考える。

低所得者に対しては、保険料の軽減制度や減免制度がある。

<質 疑>

(渡部委員)

地域ビジョンIV「介護が必要になっても安心して暮らせる」について、介護人材の確保をどのように考えているか。また、地域の医療・介護の体制の確保についてどのように考えているか。

(事務局)

介護人材不足は本市だけの問題でなく全国的な問題でもあり、広域的な対応が必要になる。65ページ「介護人材の確保と業務効率化の取組強化」のとおり、新規介護人材確保のための情報発信や介護人材定着のための支援などを、国、県と連携しながら進めていく考えである。

本市における介護人材の不足状況については、国、県の情報も使いながら推計しているところで、次回の会議で示したい。

地域の医療・介護の体制については、94ページ「在宅医療・介護連携推進事業の具体的な取組」のとおり、医療と介護が連携しながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進しているところである。

②介護サービス基盤整備について

【説明資料 18～24 ページ】

本市では、各日常生活圏域において地域密着型サービスを中心とした基盤整備がほぼ完了しており、どの地区に住んでいても生活圏域内で介護サービスが受けられる体制が整っている。

そのため、第7期計画期間中は、新たな基盤整備は行わず、既存のサービスの活用を図ってきた。

第8期計画については、基盤整備の必要性を確認するために、真に入所が必要な待機者を算出したところ、特養申込者 542 人から、重複申込者、死亡・転出者、特養入所済者、「入所申込評価基準」75 点未満等の方を削除し、精査した結果、真に入所が必要な待機者は 26 人であった。

この 26 人分の受け皿を整備する必要があることを踏まえ、第8期計画においては、グループホーム 1 カ所（18 床）の整備と、広域型特養におけるショートステイから特養への転換（11 床）の合計 29 床によって対応することとした。

<質疑なし>

③第8期計画における介護保険料の推計について

【説明資料 25～32 ページ】

素案本文 117～144 ページについて、現時点で保険料を試算するために必要な諸係数が示されていないものがあるため、数値が空欄となっている。

保険料の推計方法は、①計画期間中に必要な事業費（介護給付費、地域支援事業費、保健福祉事業費、その他）を推計し、②その合計から法定割合に基づき第1号被保険者負担分相当額を算出、③そこから調整交付金、財政調整基金取り崩し額を差し引き、3年間に推計される被保険者数で除し、そこから年額、月額を算出したものが保険料基準額となる。具体的な額は、次回会議で示す。

また、これまで地域支援事業で実施していた紙おむつ給付事業や、一般会計で実施していたほほえみセンター運営事業、ささえ愛サロン事業を第8期計画からは保健福祉事業で行うこととした。保健福祉事業は介護保険料を財源とするため、保険料の上昇が懸念されるが、保険者機能強化推進交付金や財政調整基金等により賄うことができるため、第8期計画においては保険料に影響すること無く事業を実施できる。

<質疑なし>

(5) その他

- ・意見等がある委員は、12月11日までに「意見票」を事務局へ提出。
- ・パブリックコメントを令和2年12月14日から令和3年1月6日までの23日間実施予定。
- ・令和2年度第3回大田原市介護保険運営協議会は、令和2年1月中旬に、第4回を2月下旬に開催予定。第4回では、計画の最終案と介護保険料について本協議会に諮問し、答申案を決定する予定。1か月前を目途に開催通知を発送する。

(6) 閉会

以上